Hyogo Prefecture

農協指導、農業金融、農業保険及び団体検査について

令和８年10月

農林水産部農林経済課

目 次

Ⅰ　農業協同組合の運営指導　・・・・・・・・・・・・・4

1　農業協同組合（農協）の概要
2　農協に対する県の指導・監督
3　農協との連携

Ⅱ　農業金融　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

1　農業金融の概要
2　農業制度資金
3　県農業信用基金協会の債務保証
4　農業改良資金の債権管理

Ⅲ　農業保険　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

1　農業保険の概要
2　農業共済制度
3　収入保険制度

Ⅳ　団体検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

1　検査の概要
2　検査方針及び検査結果
3　マネー・ローンダリング対策

ひょうご農林水産ビジョン2035施策体系表における位置づけ

【めざす姿】

次代につなぐ環境と調和のとれたひょうご五国の農林水産業・農山漁村

【基本方向】	【推進項目】
【基本方向１】 収益性の高い農林水産業の実現	1　人と環境にやさしい農業の推進と地域の特色・立地を活かした農業の展開 2　需要に応える持続可能な畜産業の推進 3　資源循環型林業の推進と木材利用の拡大 4　豊かな海と持続的な水産業の実現 5　ブランド力を活かした攻めの農林水産業の展開 6　食の安全を支える生産体制の確保
【基本方向２】 にぎわいのある農山漁村の創出	7　農山漁村コミュニティづくりによる地域資源の管理 8　地域資源を活かした農山漁村ﾋﾞｼﾞﾈｽの創出 9　農山漁村の防災・減災対策の推進 10　豊かな森づくりの推進
【基本方向３】 県民とともに育む豊かな食と「農」の充実	11「農」と多様な分野との連携強化 12　県民とのつながりで育む食と「農」 13　県民への安定的な食料供給

：資料に掲載している施策項目

Ⅰ　農業協同組合の運営指導

1　農業協同組合（農協）の概要

(1) 農協とは

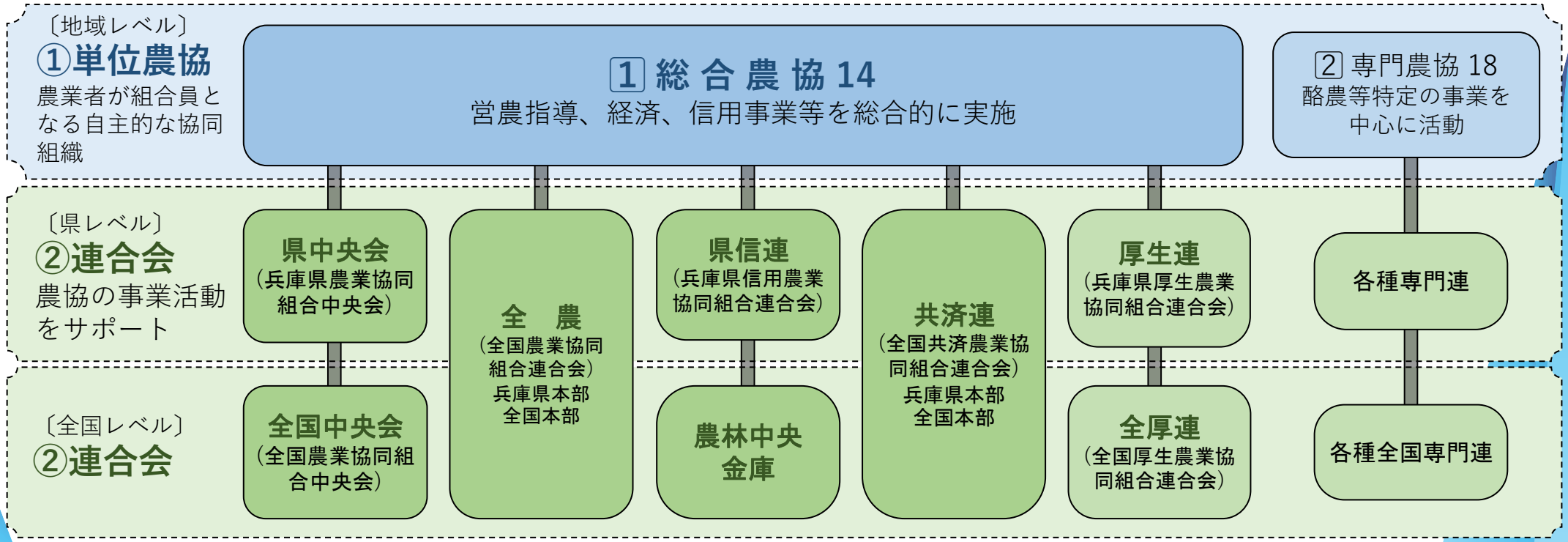
農協は、農業者の経済的・社会的地位を守り、**農業と農村の発展を図るために相互扶助の精神で組織**されたもので、農業協同組合法によって法的に整備

(2) 組織体制

地域の総合農協を基盤に各事業ごとの連合会がサポートする全国的ネットワークを形成

経営全体を中央会、経済事業（購買・販売など）を全農、信用事業（金融サービス）を信連及び農林中央金庫、共済事業（保障サービス）を共済連、組合員や地域住民の健康づくりを厚生連がバックアップする

○農協系統組織



Ⅰ　農業協同組合の運営指導

(3) 県内の総合農協

14の総合農協が県内全体をカバーし、**総組合員は507,170人と県人口の10分の１**

組合		兵庫六甲	あかし	兵庫南	加古川市南	兵庫みらい	みのり	兵庫西
区域		神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	明石市	明石市 加古川市 高砂市 稲美町 播磨町	加古川市	三木市 小野市 加西市	西脇市 三木市 加東市 多可町	姫路市 たつの市 太子町 相生市 赤穂市 神河町 市川町 福崎町 宍粟市 上郡町 佐用町
組合員数	総	127,188	10,949	67,374	13,903	28,239	36,677	104,706
	正	29,873	1,286	13,868	1,809	15,046	14,695	43,350
	准	97,315	9,663	53,506	12,094	13,193	21,982	61,356

※下線市には複数の農協の管轄区域が存在

組合		相生市	ハリマ	たじま	丹波ひかみ	丹波ささやま	淡路日の出	あわじ島	県計
区域		相生市	宍粟市	豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	丹波市	丹波篠山市	洲本市 淡路市	南あわじ市	
組合員数	総	3,681	8,843	44,128	24,391	10,995	16,954	9,142	507,170
	正	353	6,378	18,382	15,174	7,486	9,389	5,188	182,277
	准	3,328	2,465	25,746	9,217	3,509	7,565	3,954	324,893

○県内農協分布図



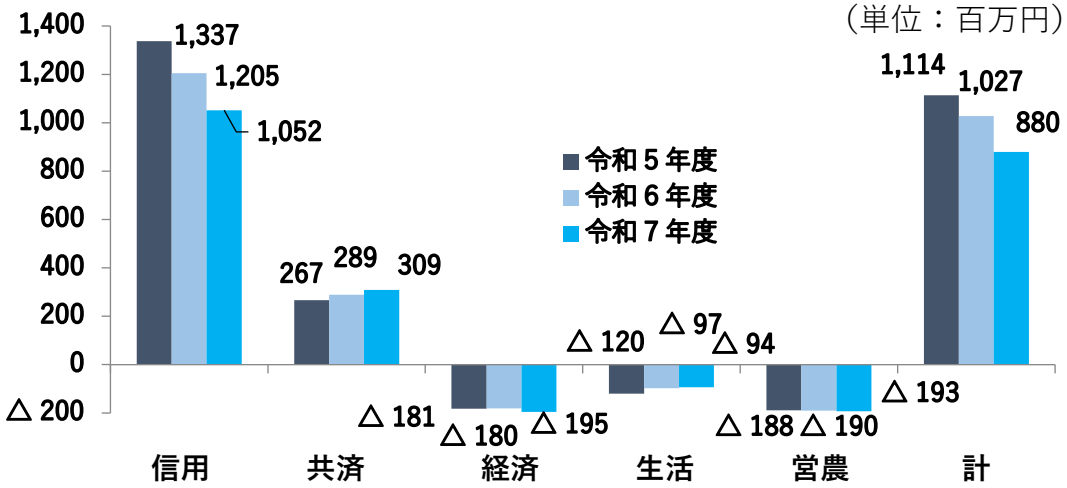
※1 正組合員：**農業者であることなどが条件**で、耕作面積や農業従事日数など農協ごとに定款で規定。総会での議決権や役員の選挙権を有する
※2 准組合員：一定の出資金を払えば組合に加入でき、正組合員と同じように農協の事業を利用できるが、**総会での議決権や役員の選挙権は無い**

Ⅰ　農業協同組合の運営指導

(4) 農協の事業

農協は、地域に根ざした協同組合として、営農指導事業、経済事業、信用事業、共済事業、生活関連事業という**多様な事業展開による総合力を発揮**し、「持続可能な地域農業の確立と農業所得の増大」、「豊かで暮らしやすい地域共生社会の持続的発展」を推進

事業名		内　　容
①営農指導事業		「営農振興計画」に基づき、**営農指導員が中心となって組合員の農業技術や経営力向上を支援**し、特産品の振興やスマート農業、環境と調和した農業の拡大を推進
②経済事業	購買事業	肥料や農薬、生活物資を農協が**共同購入**し、組合員に安定的に供給
	販売事業	組合員が生産した農産物を農協が**共同で集荷し、直売所等で販売**
	加工事業	農畜産物を精米や漬物、食肉などに加工
	利用事業	ライスセンターや選果場、育苗施設などの**共同利用施設**を運営
③信用事業		組合員から預かった**貯金**を原資に、生活資金や農業資金を**貸付**
④共済事業		病気や事故、災害などに備え、生命・建物・自動車等の**保障を提供**
⑤生活関連事業		健康診断、介護・福祉、葬儀、不動産、ガソリンスタンド運営など、**地域住民の暮らしを支援**



○部門別損益の状況

県内農協の部門別損益を見ると、**信用・共済事業の黒字で農業関連事業の赤字を補う収支構造**となっており、全国的にも同様の傾向

人口減少や高齢化等に伴い、信用・共済事業の収益悪化が懸念される中、**営農・経済事業の収支改善（経営支援機能の強化、共同利用施設の統合や手数料の見直しなど）が課題**

Ⅰ　農業協同組合の運営指導

2　農協に対する県の指導・監督

県は、農協法等の法令や国の監督指針に基づき、**農協の法令等遵守態勢や経営状況等に関する指導・監督**を実施

県中央会等との意見交換や農協からの業務報告、各種調査、早期警戒制度※の運用等を通じて状況を把握し、法令違反や不祥事件の未然防止を図るとともに、**経営の健全性の確保と継続的な改善の取組に関して必要な助言・対話**を行う

※早期警戒制度：収益性等、信用リスク、市場リスク、流動性リスクの４指標によるモニタリングを行い、早めの経営改善を促す仕組

(1) 農協との対話

平成30年度から、農協法が定める**農協の自己改革に係る３つの方針とその取組状況に関する協議の場（農協との対話）**を設け、農協改革の原点に立って自律的な自己改革の継続及び強化を促進

令和６年度からは、毎年**全ての農協を訪問し、役職員との「対話」と部課長職員との「意見交換」を隔年で実施**

●自己改革実践サイクルとは

農協が、**①農業所得の増大のための方針、②収支見通しを踏まえた業務改善方針、③組合員の意思反映方針**を盛り込んだ「自己改革工程表」を作成・実践し、その結果を評価して次期計画に反映させる継続的な改善・実践の仕組



評価等をふまえ取組を改善

３つの方針の決定

取組の評価・意向を把握

３つの方針に基づき実践

○ 近年の農協法上の不祥事件発生状況

年度	件数	内容
4	1	窃盗1
5	4	横領3、共済無面接1
6	2	共済無面接2
7	3	横領1、共済無面接2
8	3	横領2、他法令違反1

Ⅰ　農業協同組合の運営指導

○農協との対話における協議内容

項目	着眼点	取組の方向性	主な事例	
方針① **自己改革の実践**	農業所得の増大につながる農協の取組及びKPIが適切に設定されているか	・農作物**ブランド化** ・国内外の**販路拡大** ・直売所の機能強化 ・共同利用施設の整備・集約 ・**スマート農業推進**（実証実験･貸出） ・**農作業受託** ・**農機レンタル** ・農福連携の推進 ・肥料等の受発注システム整備 ・助成金・農業融資 ・**営農指導・経営支援機能強化**	**＜たじま農協＞** **○コウノトリ育むお米の振興** ・慣行栽培米と比較して**高い農家精算価格** 減農薬米：1.13倍 無農薬米：1.46倍 ・直接販売米の取扱高は19年で倍増 約12億円に **＜ハリマ農協＞** **○特別栽培米「ちくさの舞」「みかたの舞」** ・宍粟市と連携した積極的なPRと販路開拓 R5：宍粟市ブランド認定 R6：**ｼﾞｬﾊﾟﾝ･ﾌｰﾄﾞ･ｾﾚｸｼｮﾝ グランプリ受賞** R7：FOOD STYLEKansai 2026出展	**＜兵庫六甲農協＞** **○「三田ビーンセンター」の整備** ・**さや取り・選別・袋詰めなどを機械化**した施設を整備し、黒大豆枝豆の早生品種を**「六甲黒ゆたか」としてブランド化** （栽培面積 R3：45ha→R7：66.4ha） **＜丹波ささやま農協＞** **○ドローン防除の実証実験** ・農作業の効率化を目指し、**ドローンによる肥料や農薬散布の実証実験**（R7：５圃場、1.2ha） **＜加古川市南農協＞** **○農機レンタルの拡充** ・農業生産コスト低減のため、**農機レンタルの利用を促進**（R3：185件→R7：247件）
方針② **中長期の収支見通し**	向こう５年の収支見通しを踏まえた経営基盤強化策が適切に設定されているか	・貯金確保（**相続相談、投資対応**） ・金融と営農の連携 ・奨励金見直しにかかる**有価証券運用と貸出金の拡大** ・支店統廃合・店舗効率化と**人員削減** ・RPA、デジタル化による**業務縮減**	**＜兵庫西農協＞** **①支店機能統合** （令和3年）　（令和8年） 通常支店　62支店 ⇒ 基幹支店　23支店 **サテライト支店　33支店** 通常支店　6支店 効果：通常支店10名⇒ サテライト支店４名体制 ▲6名× 33支店＝ **約200名減員が可能** **②RPAツール導入** 令和元年導入 ⇒ 令和７年 効果：**65業務**（本店定例PC業務）の自動化により **約3,423時間の業務削減** ※基幹支店：総合業務（貯金・融資・共済）、渉外担当者を集約 サテライト支店：融資・共済を基幹支店へ集約し、**貯金業務に特化**。最小要員にて運営	
方針③ **組合員の意思反映**	意思反映の仕組が適切に機能しているか	・組合員アンケート ・モニター制度 ・**理事**や地域委員に**准組合員選任**	**＜たじま農協＞** **○理事に准組合員（27名中４名）を選任** ○各支店開催の地域ふれあい委員会の委員に准組合員を選任	**＜兵庫みらい農協＞** ○地域ふれあい委員会（14の各支店ごとに年１回実施） **○直売所消費者モニター会（６回）実施** （正・准組合員、員外利用含む幅広い意見を聴取）
その他の項目		**地域計画・新規就農**支援、コノホシ栽培、**人材確保**（中途採用強化、給与等改善）、**女性活躍**（役員・管理職への登用）等		

Ⅰ　農業協同組合の運営指導

(2) 有価証券の運用に関する指導

長期金利の上昇に伴い、農協が保有する有価証券の含み損が拡大し、全国的に農協の経営への影響が懸念されている。

本県では、**満期保有目的を含む有価証券の含み損は県内農協全体で約254億円、下落率△10.9%**（令和８年３月末時点）となっている。

なお、県内農協は貯証率が3.5%と低く（全国平均5.9%）、高リスクの運用を行っていないため、比較的影響は小さい。

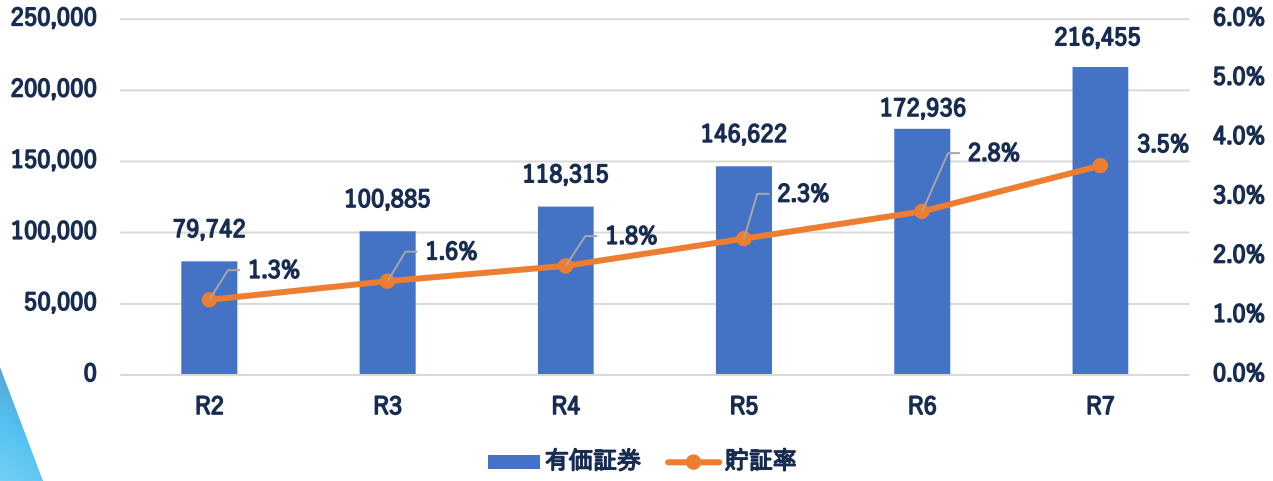
ア　県による農協への指導状況

県では、農協との対話や個別ヒアリング等を通じ、**保有債券の内訳と運用方針、リスク管理態勢、決算（配当）への影響、組合員への説明方法などを中心に確認・指導**している。

イ　中央会・信連との連携

中央会や信連と適時情報共有の場を設け、売却・減損等による赤字リスクのある農協を把握している。

○県内農協の有価証券保有高と貯証率の推移



農協における有価証券の含み損拡大の背景

①農林中金・信連の奨励金見直し

→受取奨励金　R2:294億→R7:264億（△30億）

→奨励金依存度　R2:61.8%→R7:46.1%

②農協の貯金（R7：6.13兆円）運用方法見直し

→有価証券保有と貸出を増やす方向

・預金4.5兆円（貯預率 R2:79.0% → **R7:74.2%**）

・貸出金1.3兆円（貯貸率 R2:19.2% → **R7:21.7%**）

・有価証券2,165億円（貯証率 R2:1.3%→ **R7:3.5%**）

③金利上昇

→貯金の減少（人口減・高齢化、貯蓄から投資、金利競争）

→保有債券価格の下落・有価証券含み損拡大

・下落率が50%を超えた場合、**減損**処理が必要

④R7決算への影響

→債権処理費用の計上により、**６農協が減益**

（うち**１農協が経常赤字**）

⑤R8.9末時点の評価損の状況

→約363億円（下落率△9.4%）

・12農協が時価30%以上下落した債券を保有

・３農協が時価50%以上下落した債券を保有

Ⅰ　農業協同組合の運営指導

3　農協との連携

(1) 農林水産部と農協との意見交換

毎年５月に、県農政の円滑な推進と農協との連携強化を図るため、農林水産部幹部職員と**農協系統連合会幹部及び総合農協組合長との意見交換会**を実施



＜R8.5.15 意見交換会＞

(2) コ・ノ・ホ・シ＜ひょうごの水稲オリジナル高温耐性品種＞の開発

・平成28年度から共同研究契約を結び、水稲オリジナル品種の開発を開始
・**農協を通じた作付の拡大**（R7作付面積：146ha ⇒ R8：約1,500ha）
・令和８年６月よりコ・ノ・ホ・シのふるさと納税（兵庫県版）での取扱いを開始

コ・ノ・ホ・シ

(3) 営農指導員の資質向上

営農指導及び経済事業の充実・強化を通じて農協が地域農業の発展に貢献できるよう、**県中央会の相談・コンサルティング機能を強化**するとともに、**営農指導員養成研修や成果発表会**の開催を支援する**農業団体事業推進費補助事業（6,240千円）**を実施。農協の営農指導員と県の普及指導員との連携・協力体制を推進

総合農協【営農指導員 306人】
〇営農相談、生産振興（基本的な栽培技術、経営指導）
〇事業サービスの提案（生産資材調達、販売先確保等）

連携
助言

農業改良普及センター【普及指導員 172人】
〇スペシャリスト機能（栽培技術、経営高度化等）
〇コーディネート機能（新規就農、集落営農育成等）

(4) 共済連兵庫県本部からの寄贈

共済連兵庫県本部より、**将来の農業の担い手育成のための支援**として、全国本部の「地域・農業活性化積立金」を活用した農業機械等の寄贈を受けている（**総額162,439千円**）。

《支援実績（H28～R7）》　①対象：**農業大学校、農業系県立高校11校**、楽農生活センター
②内容：農業実習等に必要な機械・農機具・設備等

Ⅱ　農業金融

1　農業金融の概要

(1) 農業経営の特性

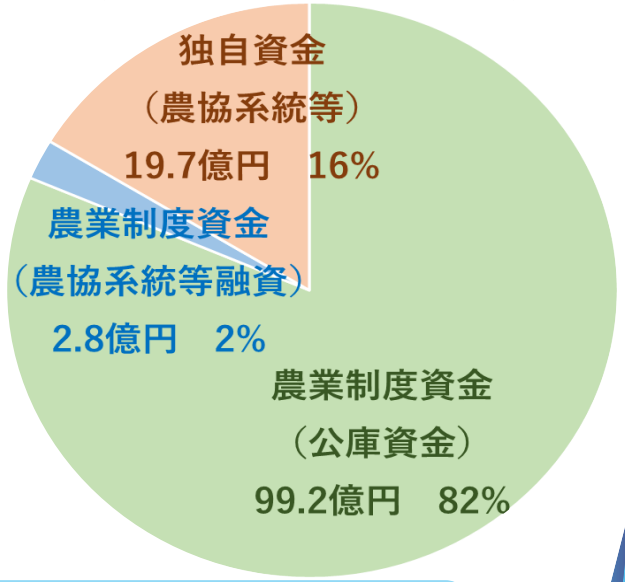
農業経営は他産業と比べて、地勢、天候等による**生産条件の制約（生産調整が不可能）や自然災害及び疫病（病害虫、家畜伝染病）等によるリスク**、提供できる担保（農地等）の非汎用性から、従来、市中金融機関による農業融資は低調

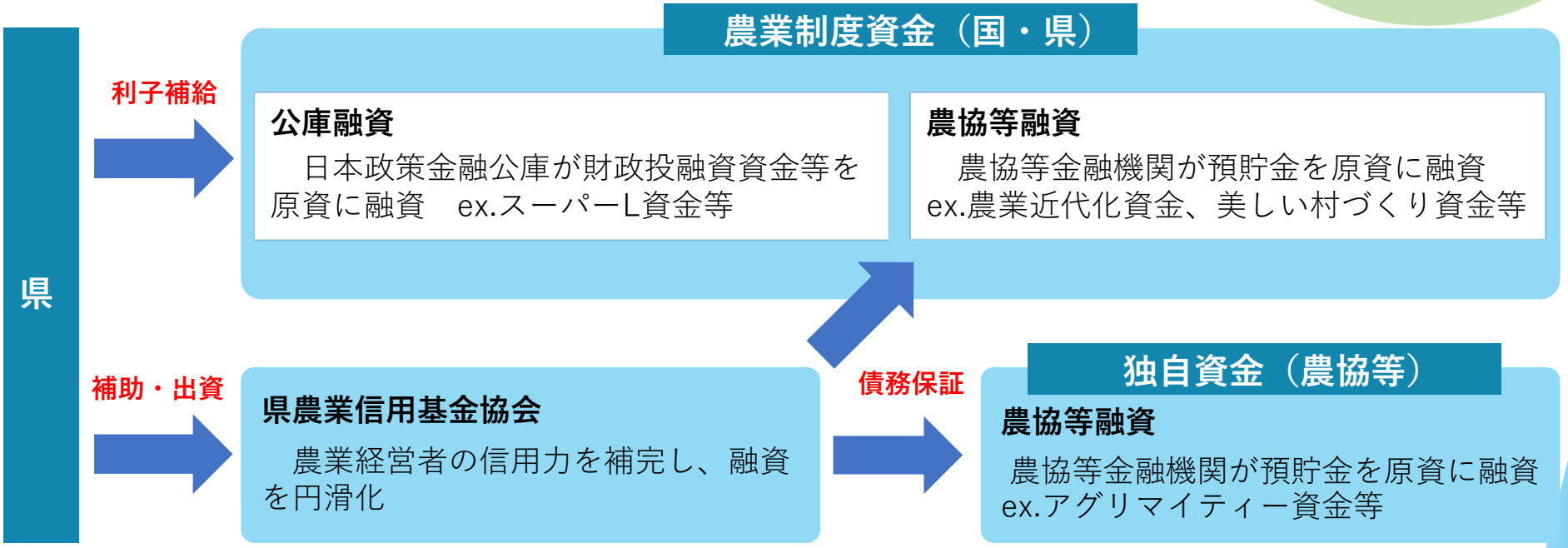
(2) 農業金融における政策的支援（制度資金・信用補完）

農業経営の発展を図るため、公的資金を活用した**長期・低利の資金**（＝制度資金）、**民間融資に対する債務保証**（信用補完）により支援

県では、**直接融資は行わず、市町との連携による利子補給や県農業信用基金協会への補助等**により、農業者への資金融通を支援するとともに、県信連と連携した説明会の開催や案内リーフレットの作成等を通じて**農業金融への理解を促進**

〇本県の農業融資の状況
（R7融資総額：121.7億円）





Ⅱ　農業金融

2　農業制度資金

(1) 制度資金の概要

県が支援する農業制度資金は認定農業者等の担い手向け資金と担い手以外も含めた農業者向け資金がある

県独自制度

区分	①スーパーＬ資金 （日本政策金融公庫）	②スーパーＳ資金 （農協等）	③農業近代化資金 （農協等）	④美しい村づくり資金 （農協等）
資金使途等	農業経営改善計画達成に必要な**長期資金**、施設や機械の取得、長期運転資金等に幅広く利用でき、**大口の資金需要にも対応**	農業経営改善計画の達成に必要な**短期運転資金**（基金協会が造成した低利預託基金を貸付原資の一部とする融資）	農舎、ハウス、農機具、家畜の購入等、**農業経営の改善（近代化）に資する資金**	兼業農家を含む**農業者全般に対し**、農業生産の基盤整備、運転資金、災害復旧など、**農業者の幅広いニーズに対応する資金**
貸付対象	認定農業者	認定農業者	認定農業者・主業農家等	農業者、農業者の組織する団体
融資枠	融資枠を一元化し、総額36.5億円			
貸付限度額	個人３億円　（特認６億円） 法人10億円　（特認30億円）	極度貸付方式 ※1 個人　500万円　（2,000万円） 法人 2,000万円（8,000万円） 上記（　）内は畜産・施設園芸を含む場合の上限額	個人 高度化２億円（特認７億円） 一般1,800万円（特認２億円） 法人等 高度化７億円、一般２億円 農協等共同利用施設資金 15億円	個人　1,000万円 法人等 2,000万円
償還期間	25年以内（据置10年以内）	１年以内	7-20年以内（据置2-7年以内）	5-15年以内（据置1-2年以内）
支援内容	市町と協調して、15年間0.5％利子補給(**県は0.25％**)	国と協調して、基金協会が基金造成するための借入資金の1/2ずつに対し**0.76％利子補給**	国制度に基づき、県は農協等に対し**1.25％利子補給**	農協等の協力(0.5％)を求めた上で、県は農協等に対し**0.75％利子補給**
貸付利率 R8.9.18	1.65～2.80％ （償還期間により異なる）	2.40％	3.30％	3.30％ ※2
R7融資実績	128件、4,802,389千円　※3	９件、70,740千円	67件、274,450千円	１件、5,000千円
R7利子補給実績 ※4	159件、**6,548,468円**	９件、**92,744円**	461件、**15,911,007円**	74件、**999,421円**

※１　契約で定める上限額の範囲内で随時借入・返済を行う方式
※２　集落営農組織による生産基盤整備や農業法人（設立後５年以内）の営農活動にかかる資金は、2.80％（県が1.25％利子補給）
※３　償還期間５年未満で、国による５年間の無利子化措置(2％上限)が講じられたものは除く
※４　R7.12.31までに融資実行された資金にかかる実績（R6以前の貸付分含む）

Ⅱ　農業金融

(2) 融資実績

農業者の高齢化等による投資意欲の減退があるものの、**認定農業者を中心に大規模な設備投資等に伴う資金需要が存在**

近年の融資実績は、大口の融資案件に左右されつつ、**建築資材や素牛等の価格高騰の影響を受けて伸長**

今後、金利上昇局面が継続し、長期・低利の制度資金の需要が高まると見込まれることから、引き続き農業者の資金需要の動向を注視していく

(3) 美しい村づくり資金による災害支援

全ての農業者の幅広いニーズに対応する本県独自の制度資金（美しい村づくり資金）を活用し、**災害等による被害を受けた農業者を機動的に支援**

社会的な影響が甚大であるなど**知事が特に必要と認める場合は、当初３年間無利子などの上乗せ措置**を実施

（例）物価高騰、新型コロナ、鳥インフルエンザ等

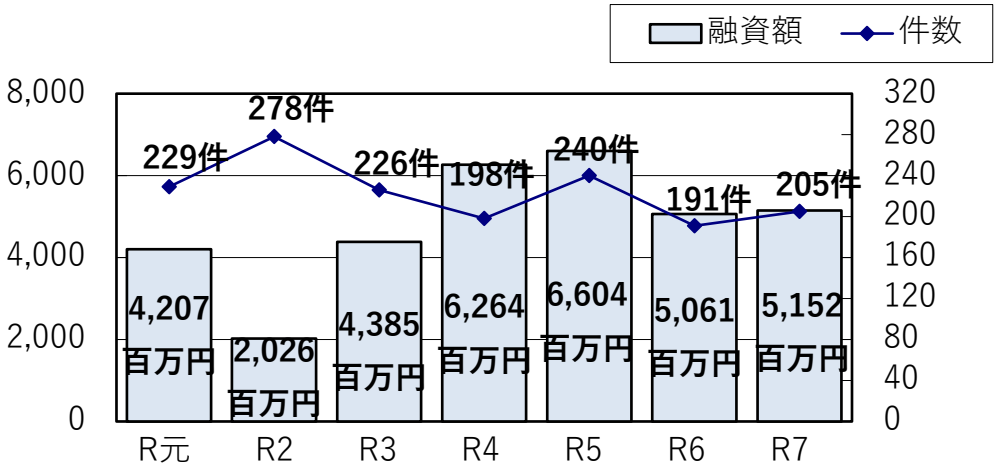
○年度ごとの融資状況

（単位：件、百万円）

区分	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
件　数	0(0)	44(42)	42(40)	11(11)	1(1)	1(1)	1(0)
融資額	0(0)	192(187)	264(257)	44(44)	3(3)	3(3)	5(0)

※（　）書きは災害資金で内数

○制度資金全体の融資状況※



※利子補給対象融資額

○原油価格・物価高騰等に伴う影響に係る緊急対策

区分	災害資金	
	通　常	知事特認
貸付限度額	個人500万円 法人1,000万円	個人1,000万円 法人2,000万円
融資対象額	事業費の80％	事業費の100％
償還期間 （据置期間）	５年以内（１年以内）	７年以内（２年以内）
利子補給率 （負担割合）	県　0.75％(1/2) 市町0.75％(1/2)	県　2.45％(追加分2/3) 市町1.60％(追加分1/3)
貸付利率	**2.55％**	**当初３年間無利子**

※R8.9.18時点の利子補給率、貸付利率

Ⅱ　農業金融

(4) 農業近代化資金の制度拡充

国において、**本年10月１日に「農業近代化資金融通法」改正法が施行**され、本県でも新メニューである**「農業経営高度化資金」の受付を開始**した。地域計画に基づく担い手農家の規模拡大や事業の多角化にかかる資金需要に対応するもので、農協等民間資金の更なる活用も意図されている。

本県では、民業補完を担う日本政策金融公庫による農業融資の実行割合が82％と高い状況を改善するため、本年２月に**信連・公庫・県の３者による調整会議**を立ち上げた。同会議は、農協系統の融資拡大を目的に、公庫と農協との業務連携や融資承認までの事務手続きなどを協議しており、今後の「農業経営高度化資金」の活用につなげていく。

○農業経営高度化資金の概要

現行の貸付条件と新メニューの貸付条件との違い	
貸付対象者	**①目標地図に位置付けられた農業者（位置づけられる見込みの者を含む）** **②耕種以外の主業農業者（主に畜産を想定）**
資金使途を追加	従来の設備資金、長期運転資金（経営改善）に加え、 **農地取得資金、長期運転資金（前向き借換資金）**を追加
貸付限度額を拡充	法人・団体：２億円　→ **７億円** 個人　　：1,800万円 → **２億円**
償還期間を延長	15年以内 → **20年以内**

《新たな資金使途が追加された理由》

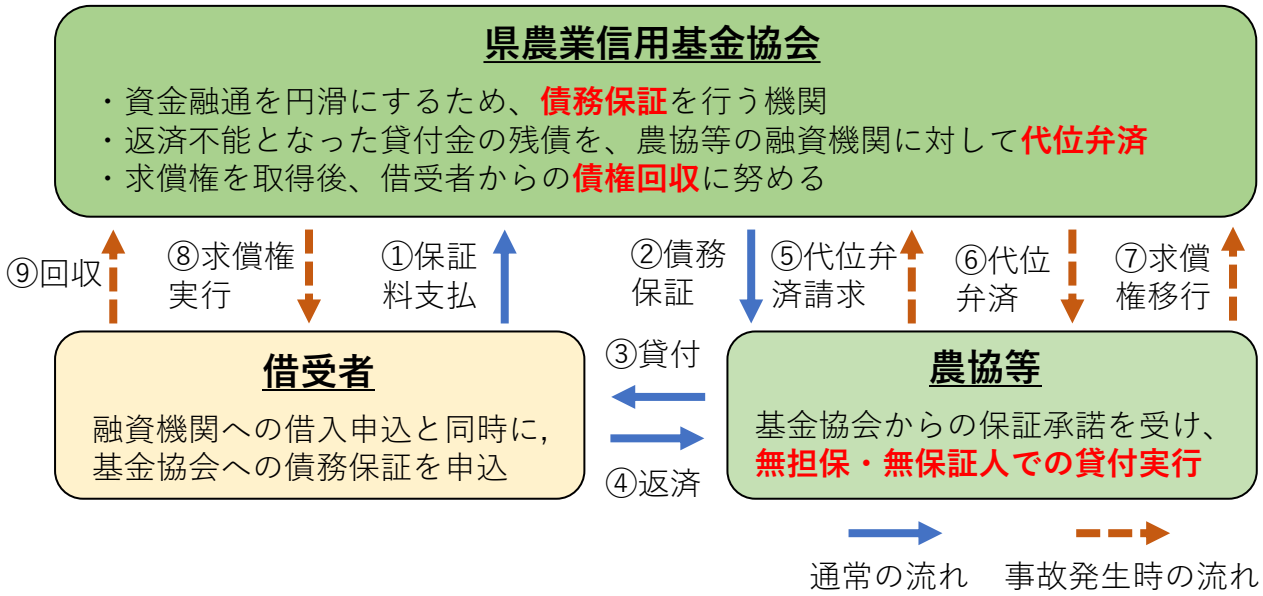
「農地取得資金」：農地取得による規模拡大や域外からの新規参入が増える中、農地及び機械等設備をセットで同一金融機関から借り入れたいというニーズに対応するため

「前向き借換資金」：既往債務の借換えによって生まれた余裕資金を、設備投資や規模拡大など農業経営の改善に向けた取組につなげるため（「経営改善資金計画書」により確認）

Ⅱ　農業金融

3　県農業信用基金協会の債務保証

農業者が、県農業信用基金協会の債務保証を利用することで、農協等から**無担保・無保証人で融資を受けることを可能**とし、資金の融通を円滑化



○無担保・無保証人での保証限度額

区分	一般の事業者	認定農業者
個人	3,000万円	3,600万円
法人	6,000万円	7,200万円

○県農業信用基金協会に対する県の支援

支援の仕組み

①**基金協会が積み立てる特別準備金**（各制度資金の保証残高に対して国の会計基準により算出）**に要する金額の2/3を補助**（R7実績：559千円）
②出資金：577,140千円（出資比率：4.2%）
③**美しい村づくり資金の災害資金（知事特認分）について損失補償契約**を締結し、代位弁済が生じた場合に、基金協会負担分の９割を県が補償
→国(再保険負担)70%：県27%：基金協会３%

4　農業改良資金の債権管理

平成22年10月まで県が直接貸し付けていた農業改良資金（以降は日本政策金融公庫が貸付）により生じた債権の管理を実施（**対象者８人、R7末未済額33,543千円**）

○債権の回収実績

年度	回収目標額（a）	うち元金	うち違約金	回収額（b）	うち元金	うち違約金	回収率（b/a）
R7	1,124千円	910千円	214千円	1,674千円	1,520千円	154千円	148.93%

Ⅲ　農業保険

1　農業保険の概要

(1) 制度の枠組

農業は自然災害による被害を受けやすく、被災農家の努力だけで損害を回復することが困難であるため、**昭和22年、国は農業保険法を制定**し、自然災害等による収量減少等の損失を補てんする**農業共済制度を創設**
令和元年からは、個別の品目ごとではなく、**農業経営全体を対象とするセーフティネットとして収入保険制度を導入**

区分	補償対象	対象事故	対象品目	補償単位	加入資格
農業共済	作物の**収量の減少**や園芸施設の損壊、家畜の病気・死亡など	自然災害、火災、病虫害、鳥獣害等	米、麦、特定の果樹、畑作物、園芸施設、建物、農機具、家畜	**品目ごと**	農業共済組合の組合員
収入保険	農業者の経営努力では避けられない**収入の減少**	**オールリスク**に対応	原則として**全ての農産物**	農産物の**販売収入全体**	青色申告をしている農業者

(2) 実施主体

農業共済：**県農業共済組合**　収入保険：**全国農業共済組合**

(3) 農業共済組合への検査及び指導

県は、農業保険法に基づき農業共済事業等の適正な運営が図られるよう、農業共済組合の業務及び会計の状況について**常例検査及び指導**を実施

〇R7常例検査の指摘事項

区分	ガバナンス	法令等遵守	加入者保護	引受事務	損害評価	財務管理	事務管理	計
件数	0	0	1	2	1	0	3	7

(4) 農業保険の加入推進

県は、農業者のセーフティネットの充実を図るため、**農業共済団体運営推進事業（1,950千円）による広報支援**や農業共済組合との意見交換会等を通じて、組合と連携して**制度の普及啓発と加入推進**を実施
（例）**普及指導員による声掛け**、県補助事業での**加入要件化**、行事等での県からの制度説明

Ⅲ　農業保険

2　農業共済制度

農業共済制度は、自然災害等による農作物の**収穫量減少等の損失を補填**することにより、農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として、農業保険法に基づき運営されている**公的保険制度**

(1) 制度の仕組

・**農業者が共済掛金を出し合って**財源を造成し、災害時にはその財源を活用して**被災農業者に共済金を支払う制度**で、**国が掛金の１/２を負担**

・大災害発生時など多額の共済金が必要となる事態に備えて危険分散を図るため、**農業共済組合（県段階）及び農林水産省（全国段階）の２段階制**で運営

(2) 県内で実施している事業の種類

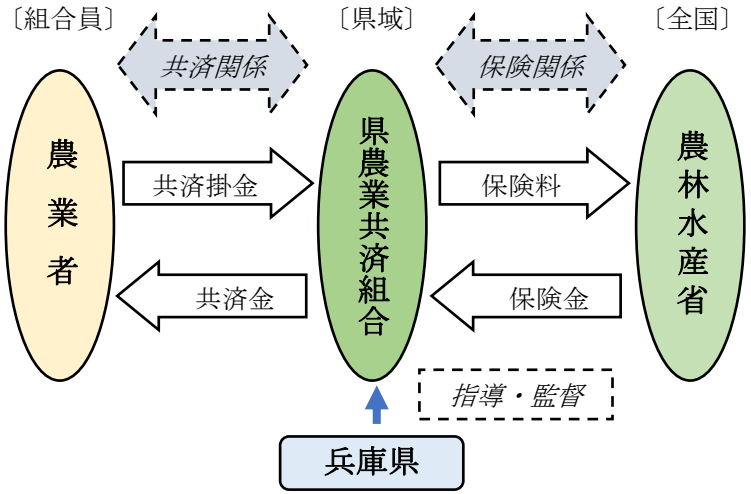
県内では、自然災害による収量減少を対象とする農作物・果樹・畑作物共済をはじめ、**６種類の事業を実施**

(3) 農機具共済におけるスマート農機の引受

スマート農機の利用が拡大する中、**農機具共済での引受**を望む声が高まっている。

本県農業共済組合では、農業用ドローンについては、損害発生リスクが大きく、保険収支上・損害評価上の懸念があることから慎重に検討を進める一方、**令和９年４月以降、リモコン式草刈り機など早期導入が可能なものから順次引受を開始する予定**としている。

○共済制度の仕組



○制度の対象

事業の種類	対　象
① 農作物共済	水稲・麦
② 果樹共済	梨
③ 畑作物共済	大豆・そば
④ 家畜共済	牛・豚
⑤ 園芸施設共済	園芸施設
⑥ 任意共済	建物・農機具・保管中農作物

Ⅲ　農業保険

(4) 農業共済制度の事業実績（令和７年度）

ア　共済引受状況

・**水稲共済は令和元年度から任意加入**となり、農業者の高齢化や収入保険への移行等により、**引受率が減少**
・家畜共済（乳用牛、肉用牛等）は、動物が対象で死亡廃用・疾病傷害のリスクが大きいため、引受率は高い
・**園芸施設共済**は、気候が温暖な瀬戸内で加入率が低いものの、**直近５年間で引受率は21.1ポイント上昇**

〇引受率の状況（R7末現在）

（単位：%）

区分	水稲	麦	梨	大豆	そば	家畜（死廃）	家畜（病傷）	園芸施設	建物	農機具
農業共済引受率	63.5	75.0	33.2	29.9	27.5	75.8	86.1	65.9	74.8	22.7
農業保険加入率	72.1	95.7	45.3	54.0	55.1	－	－	－	－	－

※引受率は、家畜は頭数、園芸施設は戸数、建物は棟数、農機具は台数、その他は面積ベース／下段は、収入保険を加えた農業保険制度全体の加入率

イ　共済事故の状況

・**水稲**は、県北部を中心に水不足による干害、病虫害や獣害が発生したものの、全体的には軽微で**前年度と同水準**
・**麦**は、土壌湿潤害に加えて赤かび病や獣害が発生したが、全体的には軽微で**前年度と比べ12%に減少**
・**園芸施設**は、風害、雪害、鳥害、獣害が発生したものの、台風や降雹による被害が少なかったため**前年度と比べ26%に減少**

〇支払共済金の状況（各年度末現在）

（単位：百万円）

区分	R3	R4	R5	R6	R7	
支払共済金	2,577	2,390	1,955	2,125	2,085	1.9%減

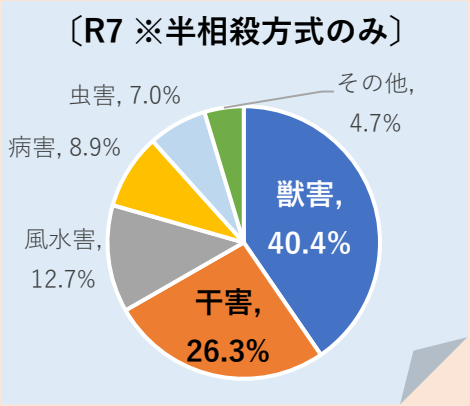
〇品目ごとの内訳（R7末現在）

（単位：千円）

区分	水稲	麦	梨	大豆	そば	家畜（死廃）	家畜（病傷）	園芸施設	建物	農機具
農家掛金	41,810	6,339	1,021	10,108	298	467,228	360,926	24,883	856,852	125,408
支払共済金	47,033	7,846	0	21,871	311	612,540	801,860	7,732	431,778	153,980

Ⅲ　農業保険

〇水稲共済の事故別割合



《水稲共済事故別損害評価面積割合》

共済の事故別割合から、**当該年度の農作物被害の傾向**が見て取れる

令和７年度の水稲共済では、但馬、丹波地域を中心に７月中旬から８月上旬にかけて**大規模な干害**が発生。

山間地域を中心に**獣害（シカ、イノシシ等）**、病害虫（いもち病、紋枯病、ジャンボタニシによる食害、イネカメムシによる吸汁等）が発生

〇R7獣害による水稲共済の共済金支払

- **対象農家数：375戸**
- **支払共済金：16,811千円**

※被害申告のあった作付面積のうち、獣害の面積で按分して算出

〇R7渇水による水稲共済の共済金支払

- **対象農家数：208戸**
- **支払共済金：10,815千円**

※被害申告のあった作付面積のうち、干害の面積で按分して算出

(5) 野生動物被害補償事業

平成14年度から、イノシシ・シカなどの**野生動物による農作物被害**による営農意欲の減退を防ぐため、**水稲共済を補完する本県独自の制度**を実施

ア　補償内容　収穫量が１割以上減少した場合、**水稲共済による補償に上乗せして最大で１割の減収量を補償**

イ　実施主体　県農業共済組合

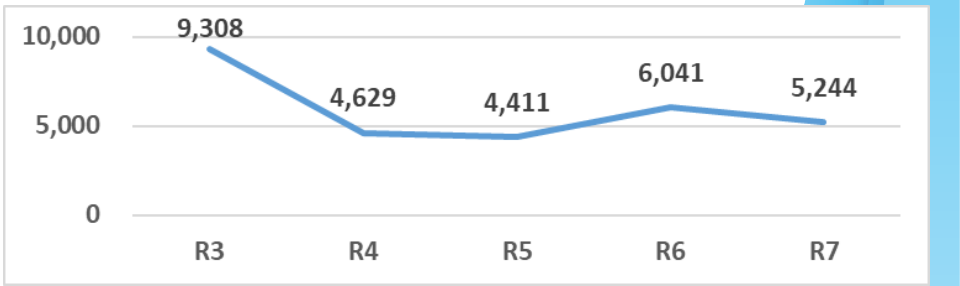
ウ　掛金の負担区分　**県1/2、農協系統1/4、農業者1/4**

エ　補償実績　R7年度：**4,170千円**（R6年度：4,902千円）

〇加入状況及び被害状況　（単位：戸、ａ）

区分		R3	R4	R5	R6	R7
加入状況	農家数	3,550	3,621	3,633	3,323	3,629
	加入面積	255,167	251,712	268,833	249,398	290,541
被害状況	農家数	279	164	129	179	140
	被害面積	9,308	4,629	4,411	6,041	5,244

〇被害面積の推移　（単位：ａ）



Ⅲ　農業保険

3　収入保険制度

(1) 制度の概要

農業者の経営安定に万全を期す観点から、**収入減少のオールリスクに対応する収入保険制度**加入を推進

ア　対象者　**青色申告**をしている農業者（法人・個人）

※青色申告とは、日々の取引を帳簿に記録し、その記録に基づいて確定申告を行うこと（税制優遇あり）

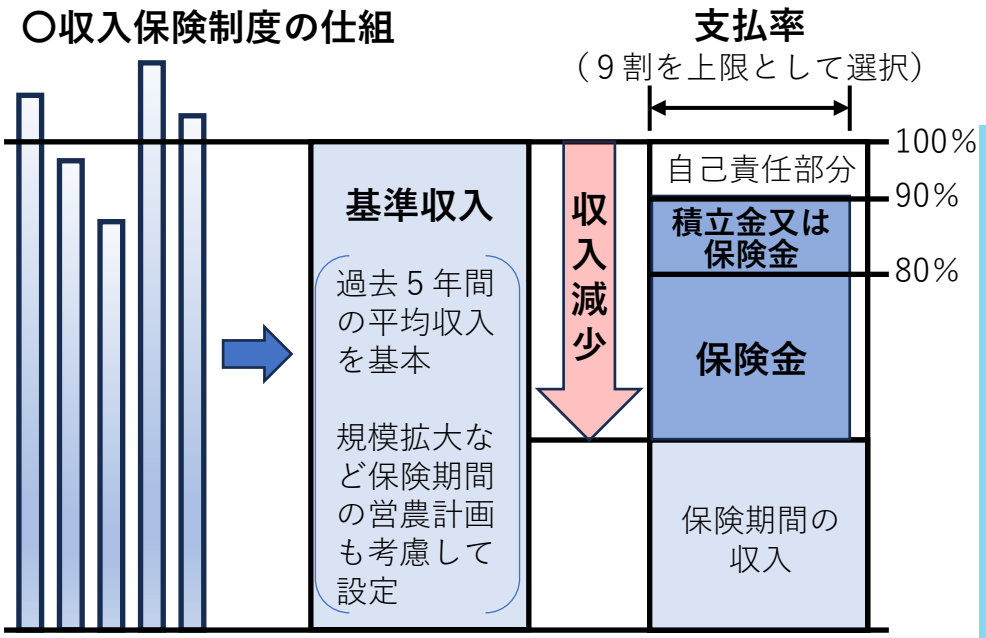
ただし、類似の収入減少補填制度（ナラシ対策、野菜価格安定制度等）との重複加入は不可

イ　補償内容　自然災害による減収に加え、価格低下など**農業者の経営努力では避けられない収入減少**を補償

〇収入保険の補償対象



〇収入保険制度の仕組



〇保険料の例

・基準収入：1,000万円、支払率：９割

・**国は、保険料と事務費の1/2、積立金の3/4を負担**

区分	保険料	事務費	積立金	加入1年目負担掛金	加入2年目負担掛金※
保険方式と積立方式併用	107,820円	22,320円	225,000円	355,140円	113,360円
保険方式のみ	229,757円	22,320円	0円	252,077円	217,810円

※前年度保険金受取無で同一収入の場合

→収入が半減（500万円）した場合の保険金：360万円

Ⅲ　農業保険

(2) 収入保険制度の事業実績（令和７年度）

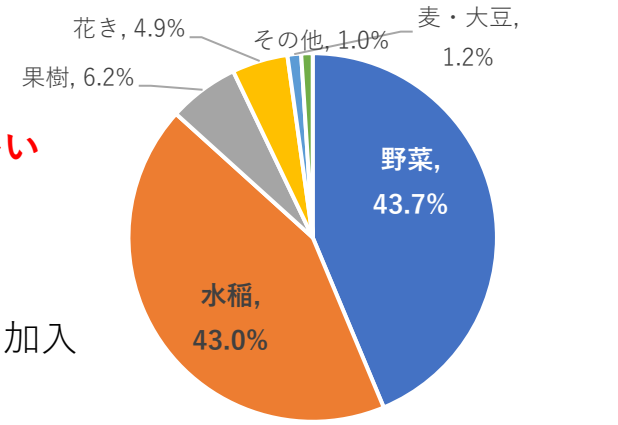
ア　加入状況

・新規加入80件、継続加入917件の**合計997件**が加入
・加入対象となる青色申告農業者数9,277件に対し、**加入率は10.7%**（全国平均：29.8%）
・経営形態別では、個人836件、法人161件であり、**野菜又は水稲を中心に栽培する農業者が約８割**

〇収入保険の加入状況（各年度末現在）

区分	R3	R4	R5	R6	R7
加入実績（件）	494	793	910	979	997

〇営農類型別加入状況（R8.8.1現在）



イ　加入率が低い理由

・農業所得が生計全体に占める割合が低い農業者**（小規模・兼業農家）が多い**
　青色申告農業者のうち、**基準収入100万円未満の割合が44.6%**
　全国平均：25.5%、青森県（加入率１位）：10.4%
・多品目栽培による**リスク分散**できている（大規模な担い手農家）
・他の収入減少補填制度（農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等）に加入

ウ　保険事故の状況

・ **116件、約１億6,600万円**の保険金等を支払い
・ 支払原因は、農産物の価格低下、長雨・高温等の気象上の原因、病害虫・獣害等、加入者自身のケガや病気による販売金額の減少など

〇支払保険金等の状況（各年度末現在）

区分	R3	R4	R5	R6	R7	
支払件数（件）	92	118	148	184	116	37%減
支払金額（千円）	185,654	331,995	212,023	216,218	166,583	23%減

Ⅳ　団体検査

1　検査の概要

(1) 検査の目的

組合の自主運営を基本としつつ、**「合法性」「合理性」「合目的性」の観点から検査**を実施し、業務及び会計の状況を把握して、組合の適正な事業運営を促進

【根拠法令】　農業協同組合法第94条
森林組合法第111条
水産業協同組合法第123条

○検査の実施状況

組合別	区分	R７	R８（計画）	検査の周期
農業協同組合（総合農協）	対　象組合数	14	14	２年に１回
	実　施組合数	7	7	
森林組合	対　象組合数	17	17	３年に１回
	実　施組合数	6	5	
水 産 業協同組合	対　象組合数	48	48	４～５年に１回
	実　施組合数	11	11	

(2) 検査体制確保における重点事項

ア　公認会計士の活用

日本公認会計士協会兵庫会から推薦を受けた**公認会計士（２名）による経営分析、決算処理及び部門別損益計算の適切性の検証等**を実施し、対象団体の経営の健全性を確保

イ　検査員の検査能力向上

(ｱ) 国主催の専門研修への参加（組合会計、資産査定、マネー・ローンダリング対策等）
(ｲ) **共済連兵庫県本部等による研修**実施（共済制度の基礎、内部けん制の仕組等）
(ｳ) **公認会計士による研修**実施（財務会計）
(ｴ) 検査班内での研修実施（初任者研修（農協等概要、検査の基礎）等）
(ｵ) 毎検査前後の課内協議　等

ウ　指導部局との連携

事前事後の情報交換など緊密な連携に基づく、**効率的な検査実施及び検査後の指導への反映**
《指導部局》農協：農林経済課農協指導班（例：不祥事発生後対応の適切性の検証）、森林組合：林務課
水産業協同組合：水産漁港課（例：法で定める最低組合員数の確保の検証等）

Ⅳ　団体検査

2　検査方針及び検査結果

(1) 検査方針

法令等遵守やリスク管理等の態勢を中心に、**マネー・ローンダリングなど社会情勢の変化への対応や経済事業における食の安全・安心などの業務管理について重点的に検査**し、団体との双方向の議論を踏まえた深度ある分析を行う

(2) 令和７年度の検査結果（指摘内容）

【農業協同組合】

項　目	内　　容	件数
経営管理態　勢	総代会及び理事会の運営管理、**子会社管理**（事業方針、決算等の事前協議漏れ）等に関する事項	31
法令等遵　守態　勢	自動車管理、**反社会的勢力等排除・マネロン対応**（規程未整備）、労務管理等に関する事項	24
リスク管　理態勢等	**利用者保護**（法令に基づかない個人情報収集）、貯金事務、共済事業、現金・貸金庫等の管理等に関する事項	72
決算事務態　勢	滞留棚卸資産管理、部門別損益配賦、減損会計等に関する事項	10
業務執行態　勢	**食の安全・安心確保**（出荷物栽培日誌の確認証跡なし）、購買品管理、組合員組織会計等に関する事項	28
計		165

【森林組合】

項　目	内　　容	件数
組織制度	規程等の整備、登記事務、**労務管理**（身元保証書の連帯保証人の極度額未定）、理事会の運営管理等に関する事項	41
財務管理	固定資産の適正管理、未収金の適正管理、**剰余金処分の適正計上**（積立金の目的等明細の脚注なし）、決算関係書類の記載等に関する事項	13
業務運営会計処理	**契約事務の適正化**（定型様式で契約すべきを請書対応）	5
計		59

【水産業協同組合】

項　目	内　　容	件数
組織制度	規程等の整備、登記事務、**労務管理**（出勤簿等の未整備）、組合員名簿、総(代)会及び理事会の運営管理、役員選挙手続等に関する事項	58
財務管理	**現金の適正管理**（帳簿と実査額の不一致）、出資金減額処理、引当金等の適正計上、業務報告書の記載等に関する事項	46
業務運営会計処理	**購買品の管理**（長期滞留棚卸資産の把握不十分）、契約事務、食の安全・安心等に関する事項	10
計		114

Ⅳ　団体検査

3　マネー・ローンダリング対策

(1) 背景

ア　マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、犯罪によって得た収益をその出所や真の所有者がわからないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為

イ　**FATF＊（Financial Action Task Force、ﾌｧﾄﾌ）による第５次審査（2028年夏に現地審査開始）に向け、農協を含む金融機関には態勢の有効性を検証し高度化**することが求められる

※　世界共通のマネロン対策ルールを作り、各国や金融機関が適切に実施しているかをチェックする国際機関

(2) 農協検査における対応

農林水産省（検査・監察部）要請検査で得たノウハウを活用し、本人確認等の顧客管理、異常取引のモニタリング、反社等排除すべき先のフィルタリング、組織内部の監査・監視機能に加え、経営陣のリスクの認識など、**マネロン等対策の実効性について検査を実施**

〇農協のマネロン等対策の仕組

